
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.274 2021/8/2

1 食品、添加物等の規格 基準の一部を改正する件について（小麦中のデオキシニバレノールに係る基準値設定）

7月30日、厚生労働省は大臣官房生活衛生・食品安全審議官名をもって各検疫所長宛標記通知を出した。これは同日、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件が告示され、食品、添加物等の規格基準に小麦中のデオキシニバレノールに係る基準値が設定されたもので、その主な内容は次のとおり。

小麦に含まれるデオキシニバレノールについては、「小麦のデオキシニバレノールに係る暫定的な基準値の設定について」（平成14年5月21日付け食発第0521002号）により、規格基準の設定までの間、行政上の指導指針として暫定的な基準値を1.1ppmと示していたところである。

今般、食品衛生法第13条第1項に基づき、穀類及び豆類の成分規格に、小麦についてデオキシニバレノールを1.0mg/kgを超えて含有するものであってはならない旨の成分規格を新たに設定したものである。

適用期日は令和4年月1日から適用すること。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000814793.pdf>